八　公職選挙法第四十八条の二第一項及び最高裁判所裁判官国民審査法第十六条の二の規定による期日前投票の受付に係る機能を備えること。

九　共通投票所（公職選挙法第四十一条の二に規定する共通投票所をいう。）における投票の管理に係る機能を備えること。

十　公職選挙法第四十九条の規定による不在者投票並びに公職選挙法第四十八条の二第一項及び最高裁判所裁判官国民審査法第十六条の二の規定による期日前投票に関するデータの集計並びに当該データと第一号から第三号まで及び第六号に掲げる機能により管理される選挙人名簿との連携に係る機能を備えること。また、国民投票における不在者投票及び期日前投票（日本国憲法の改正手続に関する法律第六十一条の規定による不在者投票及び同法第六十条第一項の規定による期日前投票をいう。）並びに住民投票における不在者投票及び期日前投票（地方自治法第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに同法第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票に関し、同法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十九条の規定による不在者投票及び同法第四十八条の二第一項の規定による期日前投票をいう。）を実現するための機能を備えること。

十一　公職選挙法第三十条の二第一項に規定する在外選挙人名簿及び日本国憲法の改正手続に関する法律第三十三条第一項に規定する在外投票人名簿に登録された者に係る機能を備えること。

十二　投票の当日の管理に係る機能を備えること。

十三　前各号に掲げる要件に共通する機能を備えること。

十四　論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等を抑止する機能を備えること。また、論理的には成立するが特に注意を要する入力等について注意喚起を行う機能を備えること。

十五　その他告示で定める機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　選挙人名簿管理システムの帳票要件の標準は次のとおりとし、別記様式に規定がある帳票については別記様式に従い出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については総務大臣が告示で定める。

一　選挙人名簿抄本（定時用）（Ａ４縦）
二　選挙人名簿抄本（定時用）（Ａ４横）
三　選挙人名簿抄本（閲覧用）
四　選挙人名簿抄本（選挙時・期日前・当日用）（Ａ４縦）
五　選挙人名簿抄本（選挙時・期日前・当日用）（Ａ４横）
六　選挙人名簿登録証明書
七　南極選挙人証
八　郵便等投票証明書
九　郵便等投票証明書（代理記載用）
十　投票所入場券（封書）
十一　投票所入場券（圧着はがき（個人））
十二　投票所入場券（圧着はがき（世帯二人））
十三　投票所入場券（圧着はがき（世帯四人））
十四　投票所入場券（圧着なしはがき）
十五　宣誓書（投票所入場券裏面用）（封書）
十六　宣誓書（投票所入場券裏面用）（圧着はがき（個人））
十七　宣誓書（投票所入場券裏面用）（圧着はがき（世帯二人））
十八　宣誓書（投票所入場券裏面用）（圧着はがき（世帯四人））
十九　宣誓書（投票所入場券裏面用）（圧着なしはがき）
二十　令第一条の三通知（第一項）
二十一　令第一条の三通知（第二項）
二十二　二重登録通知
二十三　二重登録照会／回答（照会）
二十四　二重登録照会／回答（回答）
二十五　郵便等投票証明書交付者向け投票案内